

令和元年度相談支援従事者専門コース別研修（精神障害者支援）委託仕様書

1 件名

「令和元年度千葉県相談支援従事者専門コース別研修（精神障害者支援）」業務委託

2 研修対象者及び人数

- ・ 千葉県内の相談支援専門員等障害者相談支援に従事する者等
- ・ 人数については、研修テーマと併せて、プロポーザル方式により提案された内容とする。

3 研修の目的

障害のある人やその家族等からの相談に応じる相談支援従事者等を対象に、厚生労働省により必須とされている研修以外の専門的研修等を行うことにより相談支援従事者の専門的知識の取得、スキルアップ等を目的とする。

4 研修テーマ・カリキュラム

- ・ 研修テーマは、精神障害者支援に関するものとする。
- ・ 研修内容は、プロポーザル方式により提案された事項を基に、平成30年度に実施した研修内容も了知の上検討し、実施する。
- ・ 各コースは、別添「基本テーマ」を参考に企画することとする。
- ・ 原則としてグループでの演習を含むものとする。
- ・ 演習等でサービス等利用計画等を作成する場合は、千葉県の様式を用いるものとし、記載については、千葉県が主催する相談支援従事者初任者研修における記載方法と整合性を図ることとする。

5 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

6 業務委託の内容

- (1) 研修の周知に関すること
(ただし、受講案内等の周知については千葉県からも行うものとする。)
- (2) 研修申込みに関すること。
研修参加者の取りまとめ等

(3) 研修の実施に関すること

講師及び会場等の手配、カリキュラムの作成、テキストの作成・印刷、会場設営、受付、研修当日の進行、演習のグループ分け等

(4) 研修アンケートの実施及び報告書の作成に関すること

(5) 研修ワーキングチームに出席して、計画及び実績について説明をすること。

※ 「研修ワーキングチーム」とは、千葉県の相談支援専門部会の附属組織であり、障害者の相談支援従事者等に関する千葉県としての研修方針、カリキュラム等を検討する組織をいう。

7 企画立案に当たっての留意事項

(1) 研修参加者が研修受講後、実務にその内容を活用できるように、研修内容を工夫して企画すること。

(2) 研修講師については、厚生労働省が主催する相談支援事業従事者指導者養成研修の修了者、その他障害者の相談支援に関し識見のある各分野の専門職より選任すること。

(3) 対象人数が多い場合、同一研修を複数回に分けて実施することも可能である。

(4) 演習は、参加者個人による事例の考察、グループによる討議、ロールプレイング、チェックリストの活用等により、効果的な内容となるよう工夫すること。

(5) グループに分けて演習を実施する場合は、必要に応じて演習補助者等を適正数配置すること。また、同一法人の職員同士が同じグループとならないように配慮すること。

(6) 演習で事例を用いる場合は、事例の内容やグループ編成の配慮等、研修参加者にとってより身近で実践的な内容となるように考慮すること。

(7) 研修参加者から手話通訳や要約筆記等の配置についての要望があった場合は、配慮すること。

(8) 千葉県庁舎内の会議室について空きがある場合は、会場として利用することができる。(出先機関の会議室の利用は認めない。)

(9) 県の求めがあった場合には、契約締結後においても、研修内容や実施方法について協議し、必要に応じ見直しを加えること。

(10) 受講料は無料とする。

(別添)

令和元年度相談支援従事者専門コース別研修（精神障害者支援） 「基本テーマ」

相談支援従事者等に対する研修

- ・ 1回当たり9時間以上の研修を1回以上実施するものとする。
- ・ 内容は、精神障害者個々のニーズに応じた支援を提供できるよう、障害特性や社会資源の理解を図れるものとする。

.....

(備考)

- ・ 可能な限り、演習を組み込むものとする。
- ・ 受託者は、千葉県相談支援専門部会の研修ワーキングチームに参加し、研修計画及びその結果を報告して、助言を受けるものとする。